

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 保険年金課

不利益処分の内容		保険給付の全部又は一部の支払の差止め
根拠法令等及び条項		国民健康保険法第63条の2
処分基準	根拠条項	国民健康保険法第63条の2
	参考事項	国民健康保険法施行規則第32条の2
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】 国民健康保険法抜粋 第63条の2 市町村及び組合は、保険給付（第43条第3項又は第56条第2項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。 2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお当該保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。 3 市町村及び組合は、第54条第3第1項又は第2項本文の規定の適用を受けている世帯主又は組合員であつて、前2項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができる。 国民健康保険法施行規則抜粋 （法第63条の2第1項の厚生労働省令で定める期間） 第32条2 法第63条の2第1項の厚生労働省令で定める期間は、1年6月間とする。	